

山口労発基 0226 第 13 号
令和 8 年 2 月 26 日

一般社団法人山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）及び「労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号、以下「皮膚等障害告示」という。）については、令和 7 年 11 月 18 日に公布及び告示され、令和 8 年 1 月 1 日から施行又は適用されたところです。

これらの改正省令及び皮膚等障害告示の趣旨、内容等については、別添のとおりですので、傘下会員事業場等への周知に御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

